

稲城市監査委員公告第7号

令和6年度第2回定期監査の結果に基づく措置状況について

令和7年3月31日付け稲監第898号で提出した令和6年度第2回定期監査の結果の報告に対し、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月28日

稲城市監査委員	牧	修
稲城市監査委員	中 田	中

令和6年度第2回定期監査の結果に基づく措置状況

監査の対象：教育委員会

1	区分	指摘事項
	対象	稲城第二小学校
	内容	稲城市教育委員会公印規則に定める公印について、現品が確認できないものが見受けられた。公印は厳格に管理されるべきものであり、管理体制を改めて見直されるとともに、再発防止対策に万全を期されたい。
	講じた措置	1. 公印の確認 公印台帳に記載される公印の状況について、毎年度、教育委員会職員が市立小中学校全校を巡回し、公印台帳に記載された事項と、学校において管守されている公印の点数、印影等を確認します。 上記の取組は教育総務課で実施する学校備品点検の一環として行い、教育委員会における公印台帳の管理だけでなく、毎年度必ず教育委員会と学校が公印管理簿に記載されている事項と公印現品を確認できる管理体制とします。 なお、同校の公印紛失の事実発覚後、市立小中学校全校に公印の所在確認の一斉点検を実施した結果、同校以外の学校においては全ての公印が備えられていることを確認しています。 2. 廃止した公印の永年保存 公印を廃止した場合、同規則において当該公印は5年保存の上裁断又は焼却により廃棄する旨が定められていますが、市長部局と同様に教育委員会においても原則永年保存とするよう同規則を改正します。 なお、廃止した公印は確実に廃止の旨を公印台帳に記録するとともに、教育総務課鍵付きキャビネット内に永年保存します。 以上